

6. 計画推進のための自転車施策

(1) 自転車利用環境改善のハード対策

①自転車ネットワーク路線の整備（基本方針：①、②、③）

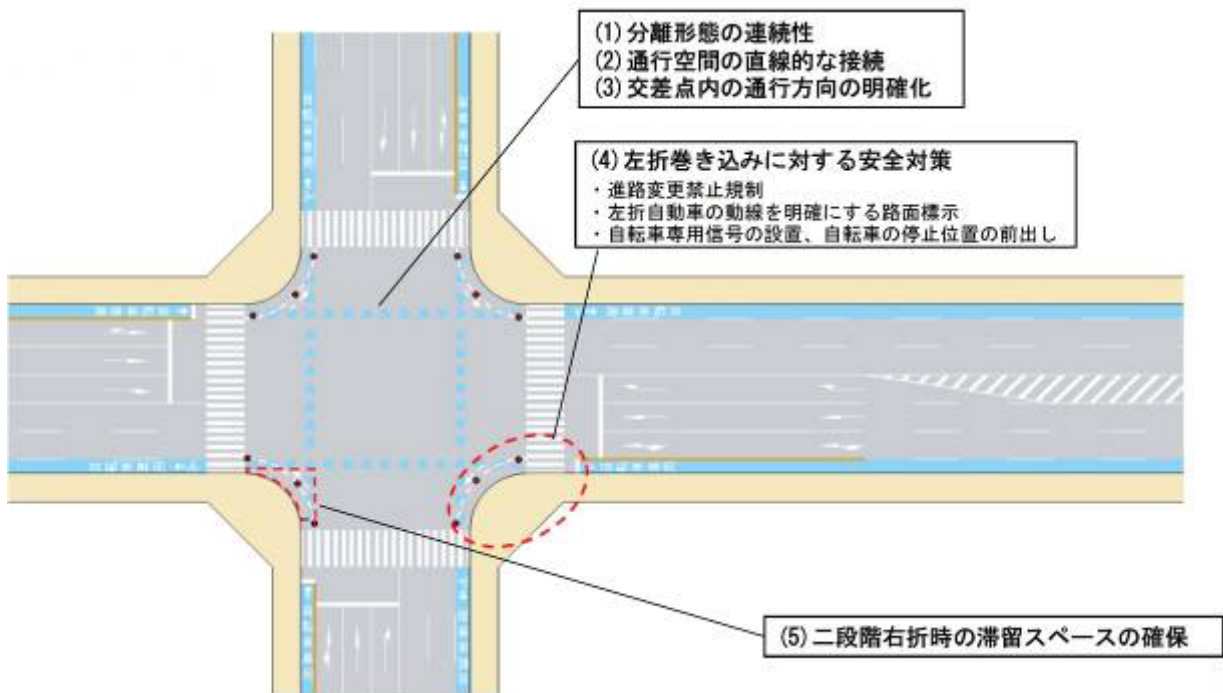
自転車利用環境の基本的な施設整備として、自転車通行空間整備の考え方にに基づき市街地及び郊外の自転車ネットワーク路線を整備します。

②自転車利用に配慮した交差点の改良（基本方針：①、②、③）

交差点は、各種の交通手段の動線が交錯するところであり、交通事故の危険性の高い場所のひとつです。自転車に関連する交通事故の多くも交差点で発生しています。

このため、交差点の改良に当たっては、自動車からの視認性を高めるとともに、自転車の進行方向が分かるように配慮します。

特に、交通事故が発生した交差点や自動車の通行速度の高い路線を重点箇所として、整備を進めます。



出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月 国土交通省道路局、警察庁交通局）

■交差点における自転車通行空間の確保の考え方

③駐輪場の整備（基本方針：③）

自転車利用環境の改善を図るためには、駐輪場の整備が不可欠です。

現在、JR 越前大野駅に約 300 台の駐輪場がありますが、その他公共施設をはじめ比較的規模の大きな商業施設においては十分な駐輪場は確保されていない状況です。また、市街地の主要な観光地についても、駐輪場は未整備の状況です。

このため、市民の日常生活や観光における自転車利用の推進に向けて、JR 越前大野駅や大野市役所多目的広場をはじめ、結ステーション、城下町東広場などに駐輪場を整備するとともに、観光施設に隣接した小規模な駐輪場の整備を進め、民間施設についても駐輪場の確保に向けて調整を行います。

④分かりやすい標識や路面表示等の整備（基本方針：①、②、③）

自転車通行空間には、複数の形態があり、交通規制の内容も同じではありません。自転車利用者が安心して通行できるように、交通管理者、道路管理者と調整し、利用者に分かりやすい標識や路面表示を整備します。

また、道路景観への配慮として、大野市の地域特性を活かした統一感のあるデザインや色彩などの導入について検討します。特に、自転車専用通行帯（自転車レーン）については、視認性が高いカラー舗装を行うものとし、必要に応じて落ち着いた色彩の使用を検討します。路面表示材についても、自転車の通行を考慮した滑りにくいものの使用について検討します。

自転車の通行位置を示すために路面に表示するピクトグラムについても、自転車利用を楽しめる要素のひとつとして、広く市民の意見を募集するなど大野市独自のデザインとなるよう検討します。

さらに、利用者への情報提供として、主要施設までの距離などの案内表示の設置やサイクリングコースマップの作成について検討します。



■標識、路面表示による通行区分表示の例



■路面表示（進行方向、ピクトグラム）の例



■サイクリングコースの案内表示の例



■サイクリングコースマップの案内看板の例

(2) 自転車利用環境改善のソフト対策

① 自転車利用者の交通ルールの遵守、マナーの向上 (基本方針: ④)

都市における交通は、それぞれの目的を達成するための人や物の多様な移動であり、徒歩や自転車、自動車、公共交通機関などの交通手段によって構成されています。この都市交通を維持するには、明確な交通ルールが不可欠であるとともに、より安全で快適な交通環境を構築するにはすべて人が安全に配慮することが求められています。

1960年代の急激なモータリゼーションの進展に伴って交通事故が増加し、緊急的な措置として、自転車の歩道通行が認められました。これまで多くの歩道で自転車の通行が認められてきたことにより、自転車が車両であるという認識が薄れています。安全で快適な交通環境には、自転車の車道通行の原則を徹底することが重要です。

自転車に関連する交通事故の多くは、自動車との出会い頭に発生しています。自動車、自転車それぞれの利用者がお互いに安全に配慮すれば避けられた事故も多いと考えられます。

このため、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナーの向上に向けて、交通安全教室や各種交通安全キャンペーンなどの機会に交通ルールやマナーの啓発活動を実施します。また、交通管理者との連携を強化し、交通安全教室などの開催回数の増加や内容の充実に努めます。

特に、今後の高齢化社会においては、利用する交通手段を自動車から自転車に変更する高齢者の増加が予想されるため、高齢者を対象とする交通安全教育の拡充を図ります。

また、小中学校における総合的な交通安全教育や就学前児童を対象とした交通安全教室により、クルマに頼り過ぎない社会をつくる意識の醸成を図るとともに、自転車の安全な利用に関する教育を実施します。

- ・ 自転車に対する街頭指導の実施
- ・ 交通安全啓発チラシやポスターなどによる啓発
- ・ 交通安全教育講習



■ 小学校での自転車講習



■ 自転車のマナー改善ポスター

② 交通違反者に対する指導・取締の強化 (基本方針: ④)

近年の自転車利用者の中には、交通ルールを無視した悪質で危険な運転が見受けられます。交通ルールやマナーの啓発を行うとともに、悪質な利用者については指導・取締を強化します。

③規制速度の見直し（基本方針：①、④）

安全で快適な自転車利用環境づくりには、自転車専用の通行空間となる自転車道や自転車専用通行帯（自転車レーン）の確保だけでなく、車道混在となる生活道路の安全を確保するため、自動車の通行速度の抑制が必要です。

生活道路が集中する市街地においては、規制速度の 40 km/h 以下への変更や、面的に規制速度を抑制する「ゾーン 30」の導入について検討します。

④自転車の利用促進に向けたレンタサイクルの充実と情報マップの作成・配布（基本方針：②、③）

観光などで訪れた来訪者が安心して自転車を利用できる環境づくりとして、コミュニティサイクル※の導入などレンタサイクルのシステムの充実について検討します。また、観光施設や駐輪場の情報を掲載した情報マップを作成し、利用者に配布します。

※コミュニティサイクル：レンタサイクルの形態のひとつで、複数のサイクルポート（貸出・返却拠点）を設置して、どこのサイクルポートでも自転車の貸し出し返却が自由に行えるシステム

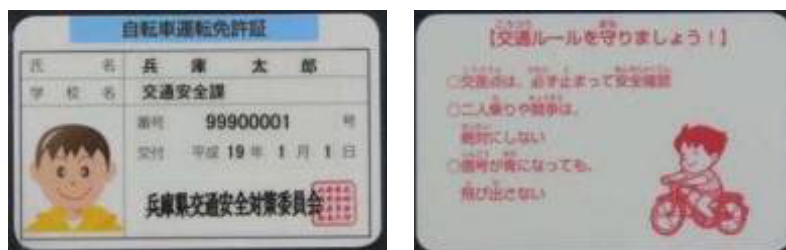


■サイクリングコースのマップの例

⑤自転車運転免許証の交付（基本方針：④）

自転車の交通ルールの遵守やマナーの向上を促すため、交通ルールやマナーの遵守など正しく自転車利用をしている人を表彰することは大切です。

自転車利用に関する交通安全教室への参加者に、自転車運転免許証を配布し、交通ルールやマナーの遵守意識の向上を図ります。



■ 自転車運転免許証の事例（兵庫県）

●自転車競技を通じた交通安全の推進

自転車の安全な利用の知識や技能を身につけるとともに、交通安全についての興味と関心を高め、交通事故防止を図るため、交通安全子供自転車全国大会が開催されています。

平成24年8月に開催された第47回大会では、福井県大会を優勝した大野市富田小学校の4人の選手が福井県代表として参加しました。



交通安全子供自転車全国大会

⑥放置自転車対策の実施（基本方針：①、④）

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行の妨げとなるだけでなく、まちの景観を損ねることになります。このため、駐輪場の整備を進めるとともに、自転車利用や管理のマナーの向上に向けた広報、周知活動を行います。

⑦自動車やバイク利用者への交通安全教育の実施（基本方針：①、④）

安全で快適な自転車利用環境づくりには、自動車やバイク利用者に対して自転車の車道通行の原則の周知を図り、車道通行する自転車へ配慮する意識を高めることが重要です。

このため、自動車やバイク利用者に対して、自転車に関する交通ルールなどの交通安全教育を実施します。

⑧自転車を安全で安心して利用するための保険加入の奨励（基本方針：①、④）

自転車に関連する事故の多くは、自動車と自転車によるものですが、自転車相互や自転車と歩行者による事故も増加しています。

自転車は交通事故の被害者になるだけでなく、加害者になることもあり、事故の状況によっては多額の賠償責任が生じることがあります。

自転車を安全で安心して利用するために、自転車事故に関連する保険加入を奨励します。

⑨自転車利用者の増大に向けた各種イベントの開催（基本方針：②）

自転車利用者の増大に向けて、スポーツとしての自転車の魅力や健康づくりとして自転車利用について市民にPRするため、自転車を活用したレクリエーションやスポーツ大会の推進など各種イベントの開催、支援を行います。

平成24年には、「グランfond福井」、「アースライドフェスティン福井」などの自転車を楽しむイベントが実施され、全国から多くの自転車ファンが集まりました。